（平成十一年改正法の一部改正）

第十三条　特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第二項中「同法第四十六条第五項」を「同法第四十六条第六項」に改め、「により」の下に「この法律の」を加え、「第一条の規定による改正後の」及び「（以下「新特許法」という。）」を削り、「新特許法第四十六条第五項」を「同法第四十六条第六項」に改め、同条第三項中「新特許法」を「第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）」に改める。

（産業技術力強化法の一部改正）

第十四条　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第十八条第五項」を「第十八条第三項」に改める。

（平成十四年改正法の一部改正）

第十五条　特許法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第二項中「第四十八条の十六第六項」を「第四十八条の十六第五項」に改める。

附則第三条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第一項中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改める。

（平成十五年改正法の一部改正）

第十六条　特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第三項中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改める。

（平成十八年意匠法等改正法の一部改正）

第十七条　意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第四項中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条の三第二項」に改める。

附則第八条第一項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第十八条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第三項中「手数料」の下に「（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）」を加える。

（産業競争力強化法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　この法律の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、前条の規定による改正後の産業競争力強化法第七十五条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに同法第八条第三項及び第五項、第二十五条第二項及び第五項並びに第五十条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第一条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「その旨、被害の状況、損害金額及び当該災害のあつた日において見積つたその年分の合計所得金額の見積額」を「次に掲げる事項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該申請書を受理した当該給与等の支払者又は当該公的年金等の支払者は、当該申請書に当該給与等の支払者又は当該公的年金等の支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を付記するものとする。

第四条第一項に次の各号を加える。

一　申請者の氏名、住所（所得税法の施行地に住所を有しない者にあつては、居所。第三項第一号において同じ。）及び個人番号

二　前条第一項から第三項まで又は第五項の規定の適用を受けようとする旨

三　被害の状況及び損害金額

四　災害のあつた日において見積もつた同日の属する年分の合計所得金額の見積額

五　当該給与等の支払者又は当該公的年金等の支払者の氏名又は名称及びその事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うものの所在地